

国立市住宅用スマートエネルギー関連 システム設置費補助金交付申請の手引き

国立市では、地球温暖化対策の一環として、スマートエネルギー関連システムの普及を推進し、環境負荷の低減に寄与するため、自ら居住する市内の住宅に下記の機器を新たに設置した市民および市内の分譲マンションに太陽光発電システムの設置を行った管理組合に、費用の一部を助成します。

補助対象機器及び補助金額一覧

補助対象機器名		補助金額
・個人向け補助金		
① 太陽光発電システム	新築住宅	2.5 万円/kW（上限 12.5 万円）
	既存住宅	2 万円/ kW （上限 10 万円）
② 燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）		4万円
③ 蓄電池システム		
④ 太陽熱利用システム		
・管理組合向け補助金		
① 太陽光発電システム	分譲マンション	2 万円/ kW （上限 10 万円）

※補助対象機器は、全て定置型のものとなります。

※令和 7 年度からの主な変更点

設置を完了した日（申請年度内に設置が完了したかどうか）について、全ての機器において、領収書の日付にて判断することといたします。

申請受付開始日

令和 7 年 4 月 1 日（火）

※先着申請受付順（予算額に達した時点で、受付終了となります。）

（お問い合わせ、申請書の提出先）

国立市役所 生活環境部 環境政策課 環境政策係（市役所 1 階 16 番窓口）

住 所 国立市富士見台 2-47-1（郵送受付可）

連絡先 042-576-2111 内線 135、136

E-mail sec_kanseisaku@city.kunitachi.lg.jp

1. 申請条件・対象者

申請する方は、以下の全ての要件を満たす必要があります。本手引きの最後にある「よくある質問 Q&A」もご参照ください。

◆ 個人向け補助金

要件	内容
1	・ 国立市内に住所を有するもの
2	・ 補助対象機器を所有している方 ※工事契約者、売買契約者本人（機器の所有者）が申請者となります。リースの場合は、機器の所有者が事業者となるため、申請できません。
3	・ 市内の住宅に補助対象機器を設置した方、補助対象機器が設置された市内の新築住宅を購入した方又は市内の既存（中古）住宅の購入に併せて補助対象機器を設置した方 ※住宅とは、申請者自身が居住するための住宅です。店舗、事務所等の事業用建物は対象になりません。 ※店舗等との併用住宅に補助対象機器を設置した場合は、居住の用に供する部分で使用してください（店舗等事業用での使用は対象になりません）。
4	・ 当該住宅の所有権を有しない場合又は他に当該住宅の所有権を有する者がいる場合は、補助対象機器の設置について、当該所有権を有する方全員の同意を得ていること
5	・ 納期の到来している市税を完納していること
6	・ 申請年度内に補助対象機器の設置を完了した方 ※設置を完了した日（申請年度内に設置が完了したかどうか）は、領収書の日付にて判断します。
7	・ 市のアンケートに協力すること

◆ 管理組合向け補助金

要件	内容
1	・ 市内の分譲マンションの管理組合であって、供給される電力が共用部分に使用されるように、申請年度内に補助対象設備の設置を完了していること。 ※設置を完了した日（申請年度内に設置が完了したかどうか）は、領収書の日付にて判断します。
2	・ 補助対象機器設置工事を行うことについて、管理組合の総会等で決定していること。
3	・ 納期の到来している市税を完納していること。
4	・ 市のアンケートに協力すること

2. 補助対象機器と補助金額

◆個人向け補助金は、下記補助対象機器のうち、同一世帯につき年度ごとに2種類まで申請が可能です（2世帯住宅の取り扱いは、本手引きの最後にある「よくある質問 Q&A」をご覧ください）。ただし、同種の機器を複数申請することはできません。

管理組合向け補助金は、年度に限らず分譲マンション1棟につき1回限りの申請までです。

補助対象機器	要件	補助金額
太陽光発電システム	◆住宅 (1) 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）による太陽電池モジュールの認証を受けた機器又はそれに準じた性能を有すると市長が認める機器 (2) 低圧配電線と連系し、太陽光発電による電気が住宅において消費され、余剰の電気が逆流されること (3) 設置した太陽電池のシステム容量（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）が2kW以上であること (4) システムから供給される電力が住宅の居住の用に供する部分で使用されていること (5) 未使用品であること	新築住宅 2.5万円/kW (上限12.5万円)
		既存住宅 2万円/kW (上限10万円)
	◆分譲マンション (1) 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）による太陽電池モジュールの認証を受けた機器又はそれに準じた性能を有すると市長が認める機器 (2) 電力会社と電力需給に関する契約を締結していること。 (3) 設置した太陽電池のシステム容量（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）が2kW以上であること (4) システムから供給される電力が分譲マンションの共用部分で使用されていること (5) 未使用品であること	2万円/kW (上限10万円)
燃料電池 コージェネレーションシステム (エネファーム)	(1) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される、電気と熱の供給を主目的としたシステムであること (2) システムから供給される電力が住宅の居住の用に供する部分で使用されていること (3) 未使用品であること	4万円
蓄電池システム	(1) リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムで、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が実施する国の省エネ機器等導入支援事業（蓄電池システム導入支援）の補助金制度の交付対象となる機器として登録されているもの又はそれに準じた性能を有すると市長が認めるもの (2) システムから供給される電力が住宅の居住の用に供する部分で使用されていること (3) 未使用品であること	4万円
太陽熱利用システム	(1) 太陽熱を集熱器に集めて給湯や空調に利用する、空気集熱式又は液体集熱式（強制循環式のものに限る。）のシステムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L 部品）認定を受けたもの又はそれに準じた性能を有すると市長が認めるもの (2) システムから供給される熱が住宅の居住の用に供する部分で使用されていること (3) 未使用品であること	4万円

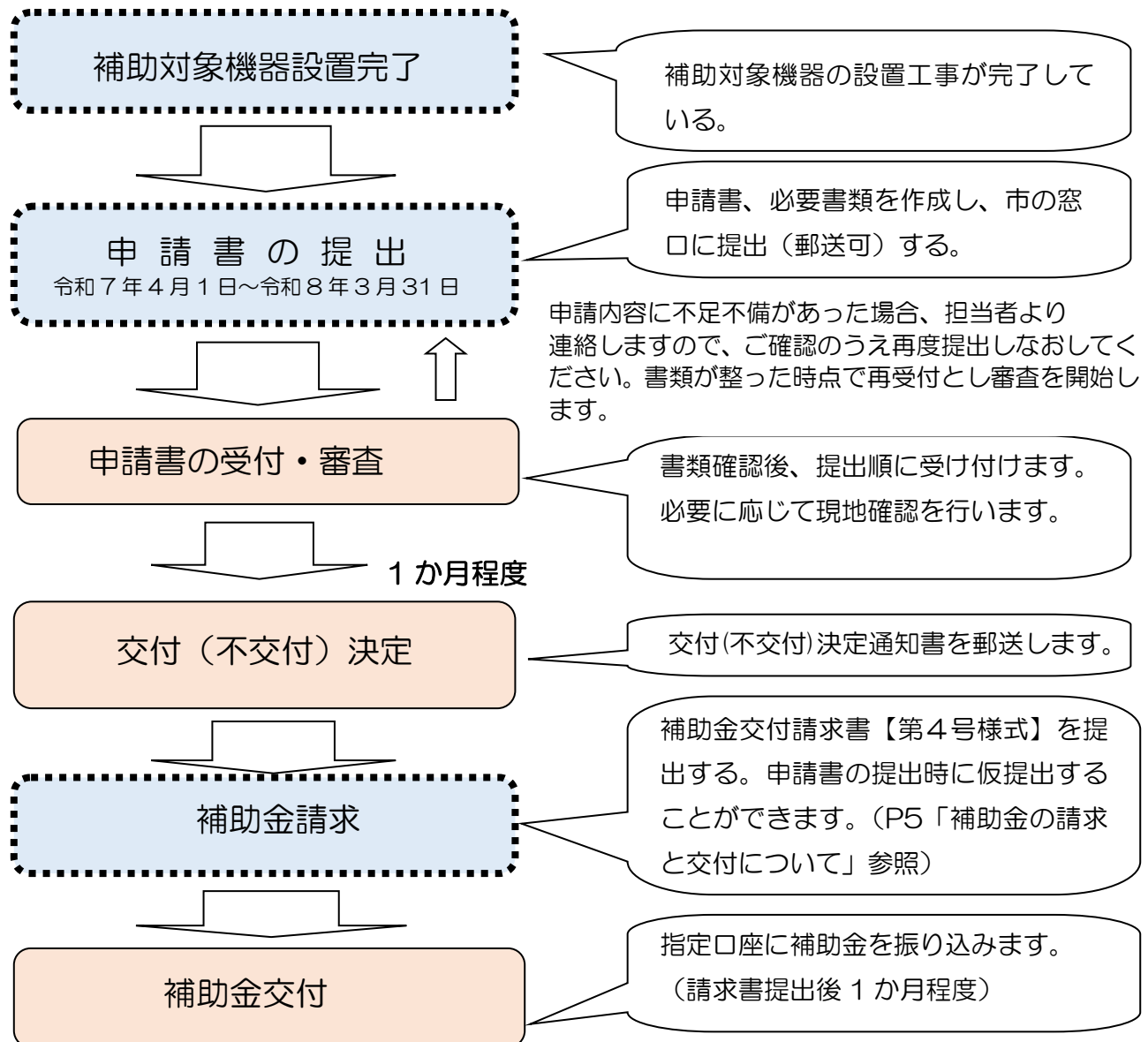
3. 申請の手続き・流れ



...申請者



...市役所



4. 申請方法（先着順）

- (1) 受付期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。ただし、交付決定額の総額が予算額上限に達した時点で郵送の申請も受付を終了します。その場合、書類は返却せず、処分いたします。
- (2) 提出いただいた申請書は受付順に審査します。申請書の受付をもって補助金の交付が確約されるものではありません。審査中に書類の不足・不備があった場合は審査を中止し、書類が整った時点で再受付とし審査を開始しますので、申請時には十分な書類の確認をお願いします。ご不明な点がございましたら、メール・電話による事前相談も受け付けていますので、ご利用ください。

5. 申請に必要な書類・提出書類

(1) 国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）に以下の書類を添付してご提出ください。詳細は、次ページ以降の「提出書類チェックリスト」で確認してください。

添付書類 1 申請者に関する書類

添付書類 2 建物に関する書類

添付書類 3 補助対象機器の仕様・設置工事完了を確認する書類

添付書類 4 対象機器ごとに必要な書類

(2) 施工同意確認書（別紙①）は、住宅の所有権を有しない場合又は他にその住宅の所有権を有する者がいる場合に提出してください。当該住宅の所有権を有する全ての者からの同意を得る必要があります。

(3) 第1号様式、第4号様式、別紙①については、P9以降に記載例がありますので、書類作成の参考にしてください。

6. 補助金の請求と交付

(1) 交付決定通知書を受け取った方は、国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付請求書（第4号様式）を提出してください。請求後、振込み手続きを開始し、請求日から1か月程度で指定口座に補助金を振り込みます。

(2) 国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付請求書（第4号様式）は、交付決定された後に提出する補助金の請求書ですが、補助金の申請時に仮提出することができます。この場合、交付決定と同時に振込み手続きを開始します。
なお、不交付決定の場合も添付書類は返却いたしません。

7. その他、注意事項

(1) 以下のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消します。交付決定の取り消し、補助金の返還の命令を受けたときは、期限内に補助金を市長に返還しなければなりません。

① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

② 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

③ その他要綱の規定に違反したとき

(2) 補助金の交付を受けた者は、善良な管理者の注意をもってこれを管理し、その住宅における使用に充てるよう努めなければなりません。

(3) 以下の内容について市が協力を求めたときは、報告など協力をしていただきます。

① 電力及びガスの使用量データ等の提供

② 市が実施する地球温暖化対策の推進に関する調査

③ その他市長が必要と認める事項

8. 提出書類チェックリスト

- ◆申請時には以下の書類を提出してください。様式は市HPよりダウンロードできます。
 なお、下記に加えて、必要に応じて図面等、他の書類を提出いただく場合があります。

チェック	添付書類	備考
☐	国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）	・P9「記入例」を参考にご記入ください。 ・その他申請書記入時の注意事項 設置場所：補助対象機器を設置した住所を記入。 設置完了日：領収書の日付を記入。 ・補助対象となるのは、申請年度内に設置完了した機器（領収書の日付にて判断）のみです（前年度までに設置完了した物は対象外） ・申請手続きを業者等が代行する場合には、<u>手続代行の実務を行う担当者名、法人名、連絡先（TEL、住所）等を必ず記載してください。</u>
☐	国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付請求書（第4号様式）	・交付決定された後に提出していただく、補助金の支払いを請求する書類です。 ・申請時に、同時に仮提出することができます。その場合、<u>日付は記入しないでください。押印は必要です。</u>
☐	地球温暖化対策に関するアンケート	
（添付書類1）申請者に関する書類		
☐	本人であることを確認できる書類の提示	申請の際、運転免許証、健康保険証等を提示してください。 （代行申請の場合も、代行者ではなく申請者の身分証の写しを提出してください）
（添付書類2）建物に関する書類		
☐	建物の登記事項証明書	補助対象機器を設置した住宅のもので、発行後6か月以内の原本またはコピーを提出してください。東京法務局立川出張所（立川地方合同庁舎6階）にて取得できます。 ※登記情報提供サービスから印刷したものは不可
☐	別紙①施工同意確認書	建物の所有者が申請者以外の場合又は共有者がいる場合に提出してください。建物の所有者、共有者が複数名いる場合は、全員分の施工同意確認書が必要となります。
☐	配線図等 （店舗等併用住宅の場合のみ）	住宅での消費用であることが確認できる配線図等提出を求める場合があります。（住宅以外に供給している部分の設置機器は補助対象外となります。）

(添付書類3) 補助対象機器の仕様・設置工事完了を確認する書類		
☐	機器の保証書（写し）	記載内容：製造業者、型番、機器の形式、品番、出荷番号等。 ※保証書がない場合、上記が記載されており、補助対象機器の要件を満たしていることが分ければ、「メーカーや販売店が発行したもの」、「出荷証明書」でも可（ただし発行者の印が必要）
☐	機器設置に係る領収書と内訳書（写し）	宛名（申請者名）、発行者名、発行者の社印、購入日、メーカー名、機器型番、機器代金、設置、施工完了日が分かるものを提出してください。 <u>※必ず領収書の金額の内訳が分かる書類（内訳書等）をつけてください。</u>
☐	機器設置状況の写真	機器の全景と、設置完了日以降に撮影した型番が分かる写真（銘板の写真等）を提出してください。
☐	形式、型番、規格、発電出力が記載されたパンフレット等（写し）	

(添付書類4) 以下は申請する補助対象機器の項目のみ提出してください。

チェック	添付書類	備考
個人向け太陽光発電システム（新築住宅、既存住宅）		
☐	製品に貼られたJETPVM認証マーク（丸型）の写真	近接撮影したものと設置したシステムのどこに貼られているか分かるもの。撮影できない場合はご相談ください。 パワーコンディショナーに貼られているものでも可（パワーコンディショナーに貼ってあると分かるように撮影）
☐	JETPVM認証書又は認証製品リストに当該製品の認証取得者名、認証書番号及び型名が分かるもの ※JETPVMに類する認証についても、市が認めた物であれば可（VDE、TUV、UL、ULJPは可。これ以外の場合はご相談ください）	下記ホームページ上で、申請機器が登録されていることが分かる画面を印刷したもので構いません。 《一般財団法人電気安全環境研究所（JET）》 JETPVM認証（モジュール認証） https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html 海外認証の場合は IEC EE-PV-FCS（国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度）に基づく認証機関によるモジュール認証の証明書 http://www.iecee.org/dyn/www/f?p=106:41:0
燃料電池コージェネレーションシステム		
☐	FCA の登録が確認できる書類	下記ホームページ上で、申請機器が登録されていることが分かる画面を印刷したもので構いません。 《一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)》 エネファームの機器登録リスト http://fca-enefarm.org/registration_list.html

蓄電池システム		
☐	S I I の登録が確認できる書類	下記ホームページ上で、申請機器が登録されていることが分かる画面を印刷したもので構いません。 《一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）》 蓄電池システム登録済製品一覧 https://sii.or.jp/zeh/battery/search
太陽熱利用		
☐	B L 部品としての認定が確認できる書類	下記ホームページ上で、申請機器が登録されていることが分かる画面を印刷したもので構いません。 《一般財団法人ベターリビング（B L）》 B L 認定登録型式リスト https://www.cbl.or.jp/bldb/
管理組合向け太陽光発電（分譲マンション）		
☐	製品に貼られた J E T P V m 認証マーク（丸型）の写真	近接撮影したものと設置したシステムのどこに貼られているか分かるもの。撮影できない場合はご相談ください。 パワーコンディショナーに貼られているもので可（パワーコンディショナーに貼ってあると分かるように撮影）
☐	J E T P V m 認証書又は認証製品リストに当該製品の認証取得者名、認証書番号及び型名が分かるもの ※JETPVMに類する認証についても、市が認めた物であれば可（V D E、T U V、U L、U L J P は可。これ以外の場合はご相談ください）	下記ホームページ上で、申請機器が登録されていることが分かる画面を印刷したもので構いません。 《一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）》 JETPVM認証（モジュール認証） https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html 海外認証の場合は IECEE-PV-FCS（国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度）に基づく認証機関によるモジュール認証の証明書 http://www.iecee.org/dyn/www/f?p=106:41:0
☐	管理規約の写し	
☐	工事を行うことについて、管理組合の総会等で決定していることが分かる書類	（例）総会資料・議事録など
☐	管理組合の現在の理事者が選任されたことを証する書類の写し	

記載例

年 月 日

市への提出日を記入してください

(申請者)

管理組合申請の場合

〇〇〇管理組合
理事長 国立 太郎と
記入してください。

住 所	〒 186 -0003 国立市富士見台2-47-1
フリガナ	クニタチ タロウ
氏 名 [管理組合申請の場合 管理組名・理事長名]	国立 太郎 印 ※署名の場合は、押印不要です。
電話番号	042-576-2111 ※日中連絡可能な連絡先
メールアドレス	@

国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付申請書

国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金の交付を受けたいので、国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、必要書類を添えて次のとおり申請します。なお、この申請に係る審査に当たり、住民基本台帳の記録及び市税の納付状況について、必要に応じて公募により確認することに同意します。

1. 設 置 場 所	国立市富士見台2-47-1 該当するものにチェックする ※申請者が管理組合の場合は、こちらにマンション名も記入
2. 設 置 区 分	☐ 新築住宅 (個人) ☒ 既存住宅 (個人) ☐ 分譲マンション (管理組合)
3. 設 置 完 了 日	年 月 日 領収書の日付を記入してください

4. 補助対象機器 (交付申請する機器にチェックを入れ、必要事項を記入してください。)

項目	認証名	認証取得者	認証番号 形式・型番	発電出力 (W)	数量 (枚)	合計 (kW)	
☒ 太陽光発電システム	JET認証	〇〇社	PV15-53401-1001	265	16	4.24	
	認証書、付属書、保証書、銘板又はパンフレット等で確認して記入してください						
	補助金申請額 (千円未満切捨て)						
	☐ 新築住宅 (補助限度額12.5万円)			×	25,000円	84,000円	
	☒ 既存住宅 (補助限度額10万円)			×	20,000円		
	☐ 分譲マンション (補助限度額10万円)			4.24 kW	×	20,000円	
項目	メーカー名	型 式・型 番	発電出力 (kW)		補助金申請額		
☐ 燃料電池コージェネレーションシステム		保証書、銘板又はパンフレット等で確認して記入してください。		40,000円			
項目	メーカー名	型 式・型 番	発電容量 (kWh)		補助金申請額		
☒ 蓄電池システム	〇〇社	KBPB-A-PKG-MM2	9.8		40,000円		
項目	メーカー名	型 式・型 番	集熱性能 (kJ/m ² ・日) 集熱器面積 (m ²)		補助金申請額		
☐ 太陽熱利用システム					40,000円		

(次頁に続きます。)

裏面記載例

5. 住宅の所有者	☒ 自己所有	該当するものに☑をつけてください
	☐ 共有名義であり、共有者全員の同意を得ています。	
	☐ 所有権は有していないが、所有者全員の同意を得ています。	
	☐ 管理組合であり、工事を行うことについて総会等で決定しています。	

6. 申請種別	☒ 本人(個人・管理組合)申請	該当するものに☑をつけてください
	☐ 代行申請(手続の代行を依頼する場合は、下記7.に記入してください。)	

7. 手続代行者

※次の者を補助金の交付に係る手続代行者として選任します

住所又は所在地	〒	
氏名又は法人名		電話番号
所属及び担当者名 (法人の場合のみ記入)		※日中連絡可能な連絡先
メールアドレス	@	

本人・申請者家族以外が手続きを代行をする場合、実務を行う担当者の連絡先(携帯電話等)を記載してください。

第4号様式

記載例

日付は記入しないでください。

年 月 日

国立市長 殿

(請 求 者)

必ず印鑑を押印してください。
(シャチハタ不可)

第1号様式(交付申請書)の
申請者名をご記入ください。

住所又は所在地	国立市富士見台 2-47-1
氏 名	国立 太郎
管理組合の場合 管理組合名・理事長名	

国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた国立市住宅用
スマートエネルギー関連システム設置費補助金について、国立市住宅用スマートエネルギー
関連システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

ゆうちょ銀行の場合は、下記にご確認ください

- ・口座番号等は通帳の1ページ目下欄をご確認ください
- ・支店名は数字で表されているため、下記支店名についても数字でご記入ください
- ・口座番号は、桁数にかかわらず「番号」の最後の「1」を取り、ご記入ください

請 求 金 額	100,000 円									
振込指定口座	銀行・信用組合		本店							
	ゆうちょ		支店							
	信用金庫・農 協		出張所							
	008									
預金種別	普通	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	クニタチ ハナコ									
口座名義人	国立 花子									

口座名義人が請求者と異なる
場合は、下記委任状に記載し
てください。

以下の口座に振込みを依頼します。

※原則、申請者本人の口座に限ります。

請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状にも記入・押印してください。

委 任 状

私(請求者)は、上記口座名義人を代理人と定め、上記補助金の受領に関する権限を委任
します。

(請 求 者) 住 所 国立市富士見台 2-47-1
氏 名 国立 太郎

口座名義人が請求者と異なる
場合に、記載してください。
同一の場合は記入不要で
す。

記 載 例

(別紙① 施工同意確認書)

本書記入日を書いてください

令和 ○○年 ○月 ○日

国立市長 殿

建物の所有者、共有者が
複数名いる場合は、一人
一枚ずつ本書を作成してく
ださい。

(住宅所有者)

住 所 国立市富士見台 2-47-1

氏 名 国立 花子 ⑩

電話番号 042-576-2111

※署名の場合は、押印不要です。

施工同意確認書

私の所有する住宅において、国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金
交付事業に係る補助金交付申請者のシステム設置に同意したことを確認します。

記

・申請者氏名 国 立 太 郎

第 1 号様式（交付申請
書）の申請者名をご記入
ください。

・設置場所 国立市富士見台 2-47-1

・設備の種類

☒ 太陽光発電システム

☐ 燃料電池コージェネレーションシステム

☒ 蓄電池システム

☐ 太陽熱利用システム

補助金対象設置機
器にチェックしてくださ
い

・申請者との関係

☒ 親族、 ☐ その他
具体的な関係

(申請者の妻)

よくある質問 Q&A

No.	質問	回答
1	書類が揃っていない場合、受付けてもらえますか？	書類の不備や不足があった場合はお預かりできません。書類が全て揃った段階で申請してください。
2	建物登記事項証明書は、インターネットで取得したものを添付しても良いですか？	インターネット取得したものは不可です。公印が押印されている原本の提出が必要です。
3	補助機器を導入した住宅を取得したが、登記申請中のため、登記事項証明書が発行されるまでに1か月ほどかかります。申請できますか？	申請可能です。その場合は、登記事項証明書の代わりに登記申請書の控えを提出してください。
4	中古・リースで設置した場合は、補助対象になりますか？	補助対象外です。（新品、未使用品の購入設置が対象です。）
5	二世帯住宅で機器を設置した場合、それぞれの世帯で補助申請することは可能ですか？	2世帯（住民票上の世帯。以下同様）住宅の場合、「1. 申請条件・対象者」、「2. 補助対象機器と補助金額」等、定められた要件をそれぞれの世帯で満たしていれば、各世帯ごとに補助申請することが可能です。 ※申請者が工事費用を支払っている必要があります。 そのため、工事費用はそれぞれの世帯が負担していなければならない（どちらかの世帯がまとめて支払った場合、支払った世帯のみ補助対象になる）ことに、特にご注意下さい
6	太陽光発電システムの「発電出力」はどのように記載すればよいですか？	「発電出力」は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をご記載ください。
7	既に補助対象機器を設置していますが、設置後申請できますか？	本補助金は、補助対象機器の設置後に申請する流れとなりますので、設置後に申請いただけます。 なお、補助対象となるのは年度内に設置完了（領収書の日付にて判断）したものに限られます（前年度までに設置完了したものは対象外）ので、ご注意ください。 また、予算額に達し次第受付終了となりますので、設置完了後は、お早めにご申請ください。
8	国や都の他の補助金との併用は可能ですか？	可能です。
9	「新築住宅」と「既存住宅」のそれぞれの定義は？	「新築住宅」とは、新たに建設された住宅であって、人が住んだことのないものを言います。 既存住宅とは、上記以外の住宅を言います。
10	やむを得ない事情により、施工同意確認書が作成できない場合（当該住宅の所有権を他に有する者が死亡しており、記入ができない場合等）は、どのようにすれば良いですか？	やむを得ない事情と認められる場合に限り、施工同意確認書を提出することができない理由等を記載した理由書を提出いただくことで、申請が可能となります。なお、理由書の参考様式については、市までお問い合わせください。

11	個人向け補助金について、機器を自らが経営する会社等の法人名義で購入し、代金も法人が支払った場合、補助の対象になりますか？	当該の補助金は、個人向けのメニューであるため、左記の場合は対象外となります。
12	ポータブルや可搬型の機器は補助対象になりますか？	本補助金は「国立市内の住宅に設置した定置型のもの」を対象としており、ポータブルや可搬型の機器は補助対象外としています。また、メーカー等がポータブルや可搬型として販売しているものを固定設置した場合も対象外となります。